

「ごみの有料化」から

4か月を振り返って

——ごみの減量・リサイクル化をめざして——

4 月1日から「普通ごみ収集運搬の有料化・資源ごみの分別」が始まり、4か月が過ぎました。皆さんの「ごみ」に対する意識にも少なからず変化が出てきたのではないのでしょうか。これからも、物を買ったときや使用するときにぜひ、「ごみ」としての意識を持ちながら、「ごみ」の減量に努めましょう。

少なくなった「ごみ」

ごみ収集運搬の有料化が始まり、4か月。収集されるごみの量がずいぶん減りました。また、「ごみステーションもきれいになった」という声も聞かれます。

4月から6月までに収集されたごみの内訳ですが、ごみステーションに出されたごみは、昨年に比べ、35パーセントの減量でしたが、銚潟クリーンセンターへごみを直接持つていく方が増えたこともあり、処理されたごみの総量では10パーセントの減量にとどまっているのが現状です。

必ず「指定ごみ袋」で

ごみステーションにごみ

改善に努めています。

進めようリサイクル(資源ごみ)

を出すときは、きちんと指定ごみ袋に入れていきます。ごく少数ですが、いまだに指定ごみ袋に入らず、ごみを出す人がいるようです。これらの後始末などで、地域の方々が大変苦労されています。ごみステーションにごみを出す場合には必ず、指定ごみ袋に入れてください。また、「ごみ袋の販売当初は、ごみ袋の底部分の密着不足による不良品が出るなど、皆さんには大変ご迷惑をおかけしました。密着不足の不良ごみ袋については、販売店・役場窓口で交換しています。その後製造のごみ袋については改良を施すなど、

資源ごみの収集を1月から3月、4月から6月の収集と比較してみますと、約27パーセント増加しており、皆さんのご協力により、ごみの資源化が進んでいることがわかります。

しかし、資源ごみを出す場合のルールが不徹底で、処理に苦労しています。ここでもう一度、資源ごみを出す場合のルールを確認しましょう(図1)。

◎資源ごみとして、“びん・かん・ペットボトル”を出す場合は…

- ①フタを取る (びん・ペットボトル)
ラベルを取る (ペットボトル)
- ②軽く洗う (びん・かん・ペットボトル)
- ③つぶす (ペットボトル)
- ④びん→黄色のコンテナ
かん→青色のコンテナ
ペットボトル→青色のあみ袋

※運ぶときに入れてきたビニール袋などは入れないこと。

【図1】

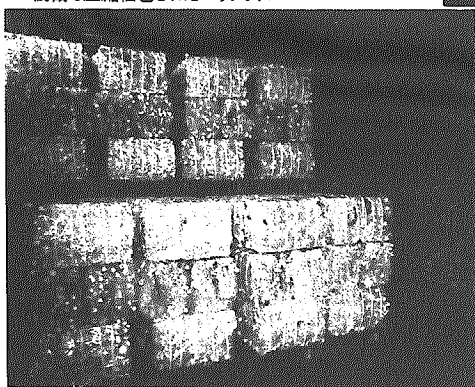


**みんなでめざそう循環型社会！
地球にやさしい村づくり！！**

金属圧縮機
奥：スチール用
手前：アルミ用



▼機械で圧縮梱包されたペットボトル



銚潟クリーンセンターからのお願い

資源ごみステーション

銚潟クリーンセンターを運営する巻町外三ヶ町村衛生組合では、ごみの出し方についてより分かりやすくなるよう日々検討を行っています。結果については、随時広報に掲載するなどして、皆さんへお知らせする予定です。ごみを出す際は、各家庭に配布されている『家庭ごみの出し方』をよく読んで、正しく分別されるようご協力をお願いします。

ごみの不法投棄や野焼きは違法行為です

ごみの不法投棄は、法律により5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。また、ごみの野焼きも一部の例外を除いて禁止されています。違反した場合には、3年以下の懲役または300万円以下の罰金が科せられます。ドラム缶でのごみの焼却も野焼きとみなされます。

今年12月からは、焼却炉の構造基準が強化され、現

在使用されている焼却炉のほとんどは使用出来なくなりました。ごみを焼却する場合は、構造基準に適合した焼却炉を使用するか、銚潟クリーンセンターに直接持ち込むなどの方法をお願いします。

お問い合わせ

【ごみの収集・運搬について】
福祉保健課 生活環境係
☎82-5714(内線125)

【ごみの直接搬入・処理について】
銚潟クリーンセンター
☎76-2831

ごみ収集業務について

平成14年4月1日から平成15年3月31日までの『岩室村ごみの収集カレンダー』において、収集業務を休む日が記載されていませんでした。収集業務を休む日は例年通り、**日曜・祝祭日・年始の1日、2日、3日**となっていますのでご協力をお願いいたします。

